

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する 法律の一部を改正する法律の概要

平成 25 年 8 月
環 境 省
経 済 産 業 省

1. 法律改正の趣旨

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量が急増しているため、フロン類及びフロン類使用製品のメーカー等や業務用冷凍空調機器のユーザーに対して、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めるとともに、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等の措置を講ずる。

2. 法律改正の概要

フロン類のライフサイクルの各段階の当事者によるフロン類の使用の合理化及びフロン類の管理の適正化を促すための措置を講ずる。また、法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

(1) フロン類の製造・輸入業者

- 1 主務大臣は、フロン類の製造・輸入業者が温室効果の低い（低 GWP）フロン類等の製造などフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置（※）に関して「判断の基準」を定め、公表する。

※ 温室効果の低いフロン類の技術開発・製造や一定の使用済フロン類の再生といった取組を想定。

- 2 主務大臣は、フロン類の製造業者・輸入業者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる。

(2) フロン類使用製品（冷凍空調機器等）の製造・輸入業者

- 1 主務大臣は、フロン類使用製品（冷凍ショーケース等）のうち政令で定める製品（指定製品）について、その製造・輸入業者が製品のノンフロン・低 GWP 化について、一定の目標年度において達成すべき「判断の基準」（※1）、及び指定製品に関し表示すべき事項（※2）を定め、公表する。

※1 「判断の基準」策定に当たっては、代替物質の安全性、経済性やこれらと両立する最も優れたノンフロン・低 GWP 製品の性能等を考慮。

※2 使用しているフロン類の種類や量を表示させることを想定。

2 主務大臣は、指定製品の製造業者等に対し、勧告及び命令等を行うことができる。

(3) 業務用冷凍空調機器（「第一種特定製品」）の管理者（流通業界等）

1 主務大臣は、第一種特定製品の管理者（所有者など使用等につき責任を有する者）が当該製品の使用等の際して取り組むべき措置に関して、判断の基準となるべき事項を定める（フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を主たる内容とする予定）。

2 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要な指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる。

3 フロン類算定漏えい量（製品の使用等の際して排出されるフロン類の量）が相当程度多い第一種特定製品の管理者は、毎年度、フロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければならない。事業所管大臣は、当該報告事項について環境大臣等に通知し、環境大臣等は、通知された事項を集計し、その結果を公表するものとする。

※ 温対法第21条の2に規定する排出量報告制度（機器使用時のフロン類の排出は制度対象外）と同様の制度。

(4) フロン類の充填、回収に係る措置

1 第一種特定製品についてフロン類の充填及び回収を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。第一種特定製品についてフロン類を充填又は回収する必要があるときは、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填又は回収時には、基準に従って行わなければならない。

※ 現行の第一種フロン類回収業者を第一種フロン類充填回収業者とし、充填行為についても登録業者のみが行い得ることとする。充填基準には、充填時に漏えいを防止すること、充填前に過剰な漏えいをもたらす整備不良の状態にないか確認することを定める予定。

2 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填及び回収を行ったときは、整備を発注した第一種特定製品の管理者に充填証明書又は回収証明書を交付しなければならない。

※ 第一種特定製品の管理者は、これらの書面により、フロン類の漏えい量（＝新規充填量（充填量－回収量））を算定し、上記算定漏えい量報告を行う。書面は、情報処理センター（要件を備える者を一に限らず指定）を通じて電子的に交付することを可能とし、管理者の利便性向上を図る。

3 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品に係るフロン類を回収等した場合、

第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者へフロン類を引き渡さなければならない。

- 4 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる

(5) フロン類の再生業の許可制度の導入等

- 1 第一種特定製品のフロン類の再生を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生時には、基準に従って行わなければならない。

※ ただし、第一種フロン類充填回収業者が簡易な再生設備を用いて自らフロン類の再生を行う場合は、許可は不要とする。

- 2 第一種フロン類再生業者がフロン類の再生を行ったときは、再生証明書を第一種フロン類充填回収業者に交付しなければならない。第一種フロン類充填回収業者は、当該フロン類に係る機器の整備の発注をした第一種特定製品の管理者等に当該再生証明書を回付しなければならない。
- 3 第一種フロン類再生業者は、再生をしたフロン類の量等の記録の作成、保存等を行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一種フロン類再生業者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる。

(6) フロン類破壊業者に係る措置

フロン類破壊業者がフロン類の破壊を行ったときは、破壊証明書を第一種フロン類充填回収業者に交付しなければならない。第一種フロン類充填回収業者は、当該フロン類に係る機器の整備の発注をした第一種特定製品の管理者等に当該破壊証明書を回付しなければならない。

3. 施行期日

(1) 準備行為（再生業許可等）に係る改正法一部規定の施行期日

公布（平成25年6月12日）の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 法律の全面施行期日

公布（平成25年6月12日）の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日。